

## 世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（案）について

### (付議の要旨)

災害対策基本法改正及び世田谷区地域防災計画[令和3年修正]の改定に伴い、世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（案）について報告する。

### 1 主旨

区では平成29年3月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の改定を行い避難行動要支援者の支援に取り組んできた。この度、災害対策基本法の改正及び世田谷区地域防災計画[令和3年修正]の改定があり、国の動向に対応するとともに、令和元年台風第19号等での教訓を踏まえ、災害時における避難行動要支援者への支援の実効性を高めるため、「世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（案）」について報告する。

### 2 素案について主な意見

区議会への報告や関係各所の会議で諮る中、下記のような意見があった。

- (1) 個別避難計画の作成時期の前倒しに向けた検討・着手。
- (2) 各部・各課の具体的な役割分担を明確化。
- (3) 上位計画である地域防災計画と同様に震災編と風水害編に分けて記載。

### 3 素案から案への主な変更点

上記2の意見を踏まえ、検討部会で協議を重ねた結果、下記のとおり変更する。

- (1) 震災編と風水害編を分けて作成  
近年は風水害の被害が増加傾向にあること、また震災と風水害とでは避難所の開設準備等が異なること等を踏まえ、【震災編】と【風水害編】の記載を整理した。
- (2) 各部・各課の役割の明確化  
災害時の各部・各課の役割を明確化することによって、プランの実効性を高め、発災時または発災のおそれがあるときに迅速な対応を行えるようにする。

### 4 風水害対策の強化について

令和3年5月の議会への報告後、多摩川洪水時避難行動シートの要支援者への配布、支援機関等への周知を行うとともに、要支援者用に区の避難場所を確保し、指定した避難場所を個別に通知した。さらに、以下の点については強化して対応した。

- (1) 浸水想定エリアの要支援者名簿の状況精査と避難状況確認体制強化  
要支援者名簿の更新にあわせ、動態の状況等を分析するとともに、アクションカ

ード手法を活用した「多摩川洪水時の避難行動要支援者への連絡・調査票」の作成や従事職員対応マニュアルの整備を進めている。

※ アクションカード 要員が行うべき任務と参考になるポイント等が記載され、作業ができるよう整理された帳票。普段訓練されていない要員の活用や他所管からの支援が受けやすくなる。

(2) 要支援者・保健福祉サービス事業者等への意識啓発

行動シートの配布のほか、地域ケア会議、多職種連携会議、エリア別自立支援協議会、障害者相談支援事業者連絡会などを活用し、水害時の早めの避難行動についての重要性などの共通認識を図っている。

5 改正の内容

- ・別紙1 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（案）【概要版】」
- ・別紙2 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（案）」
- ・別紙3 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（案）【新旧対照表】」

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月 福祉保健常任委員会（改定案報告）

地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（改定案報告）

令和4年4月 避難行動要支援者避難支援プランの改定

個別避難計画作成（対象者約500名）

令和5年4月 個別避難計画作成（対象者約2,000名）

令和6年4月 個別避難計画作成（対象者約6,000名）及び更新作業